

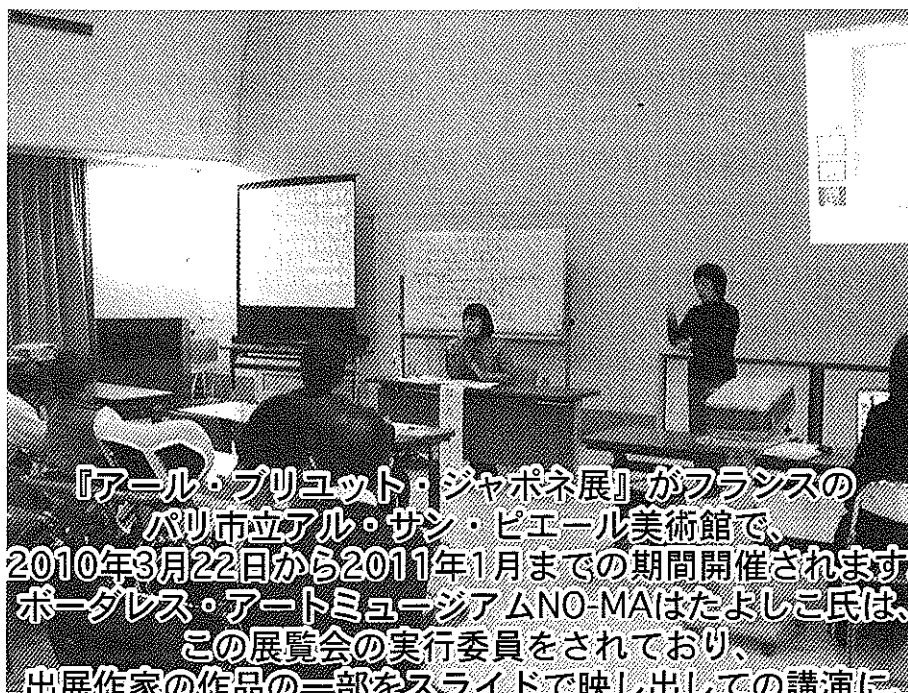
二〇一〇年 三月三十一日発行／毎日発行／一九九一年九月三日第三種郵便物認可

KSKQ

No.38

障害者事業団だより

財団法人箕面市障害者事業団



『アール・ブリュット・ジャポネ展』がフランスの
パリ市立アル・サン・ピエール美術館で、
2010年3月22日から2011年1月までの期間開催されます。
ポータル・アートミュージアムNO-MAはたよしこ氏は、
この展覧会の実行委員をされており、
出展作家の作品の一部をスライドで映し出しての講演に、

参加者は作品の持つ魅力に引き込まれ魅了されていました。
芸術の都パリでの開催によって、作品が正當に評価されること、
そしてその権利保護が大切だと訴えられました。
「アートショップグリーンるうぷ」においても大切にしたいことです。

巻頭論文

障害者事業団をもっと知って

いただきたいシリーズ⑤ ----- 2P

事業団日誌

----- 5P

豊能北障害者就業・生活支援センターの

取り組みを始めて1年が経過しました。----- 6P

重度障害者市民の

Viewpoint ----- 8P

西へ東へ

----- 10P

「社会福祉公開講座からネットワーク連携の重要性について」

働く顔

----- 11P

障害者事業団をもっと知っていただきたい シリーズ ⑤

「企業か作業所しか働く場所が選べないのはおかしいのでは？」

～箕面市と共に、一般就労と福祉的就労の間の「社会的雇用（保護雇用）」
制度の創出へ向け、働きかけを始めました～

既に、箕面市の倉田哲郎市長のブログ（35歳の日誌、<http://blog.kurata.tv/>）の1月25日版で読まれた方も多いたと思いますが、今、障害者事業団は、箕面市と共に、箕面市独自の制度である社会的雇用を、国の制度として位置づけてもらおうと、精力的に動いています。国により「障害者自立支援法の廃止」が打ち出され、この1月から「障がい者制度改革推進会議」がスタートしました。

この機会に、私たちの20年間の実践をもとに、推進会議の委員の方々を始め、多くの皆さんに、社会的雇用の意義を知って頂きたいと考えています。

今号も、その一環として啓発を目的に記事を掲載します。

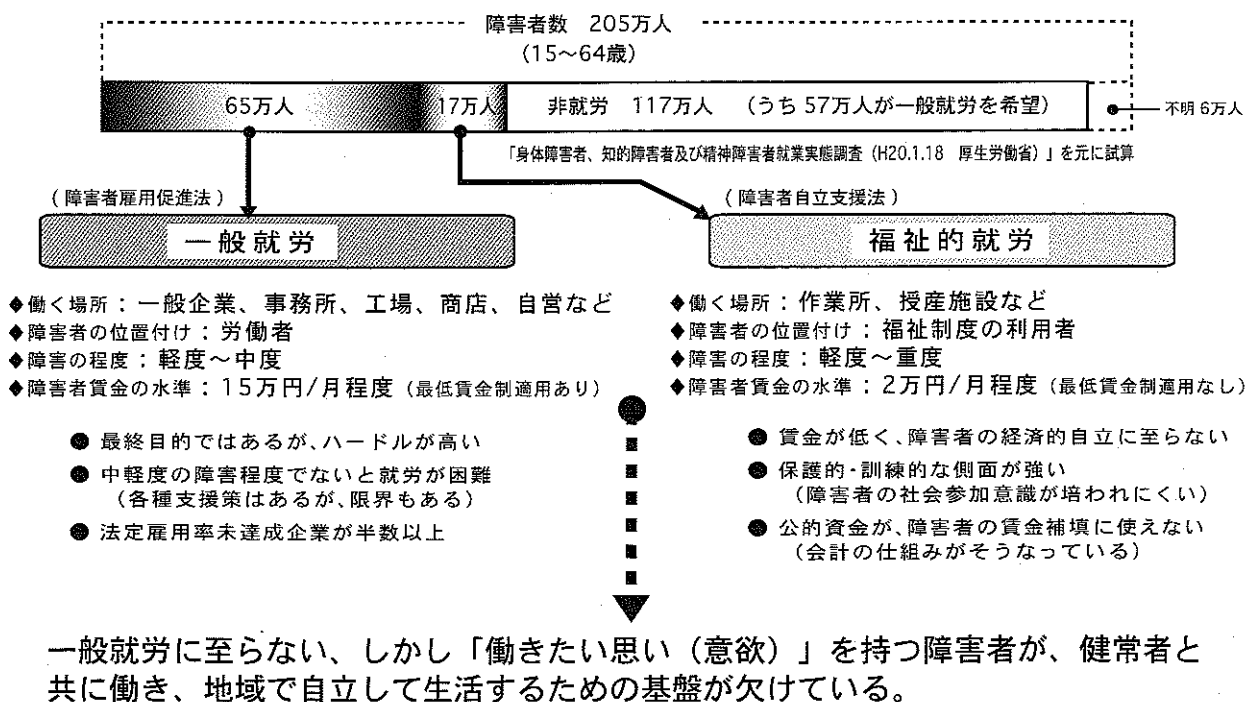
<余りにも多い、働けていない障害者の数>

まずは、倉田市長のブログ（以下「市長ブログ」という。）に掲載されている資料の一部をご覧下さい。

この資料は、事業団職員も一緒に作成に当たったものだが、下図のように、15歳から64歳の障害者人口（手帳所持者に限った場合の推計）205万人のうち、企業や自営等で仕事をしている人は65万人いると試算される。

障害者就労の現行制度

現在の障害者就労は、ハードルの高い「一般就労」と、低賃金で自立に至らない「福祉的就労」に二分される。



そして施設や作業所で、いわゆる福祉的就労についている人が17万人で、残り117万人が非就労である。さらに、そのうち、57万人が一般就労を望んでいると考えられる。

障害者事業団は、一般企業への就労支援にも力を入れているが、それだけで、問題は解決するのだろうか？

<一般就労と福祉的就労の違いは、こんなに大きい>

福祉的就労とは、施設や作業所といったところで働くことの総称だが、平均して工賃は月2万円程度で、これでは経済的自立にはほど遠い。

一方、一般企業での就労には、どうしてもハードルが高い人が多いのも事実だ。

また、一般企業（賃金は月15万円程度）で働いていても、やむなく離職に至った場合、受け皿が福祉的就労しか無い場合は、収入が極端に落ちてしまうことにもなる。

このことが、よく言われる「一般就労と、福祉的就労の間の大きな段差」だ。

いや段差というよりも、崖（がけ）と言った方が良くくらいの落差だろう。

その間に、もう一つ新たな選択肢を設定しようというのが、今回提案している「社会的雇用」であり、EU諸国では、保護雇用と呼ばれることもある。

下表（市長ブログ添付資料から転載）は、一般就労、社会的雇用、福祉的就労の違いを一覧にしたものだ。

(参考2) 就労3類型比較表

	一般就労	社会的雇用	福祉的就労
障害者の働く場所	一般企業、事務所、工場 商店、自営など	社会的雇用事業所	作業所、授産施設など
障害者の位置付け	労働者	労働者	福祉制度の利用者
障害の程度	軽度から中度まで	中度から重度まで	軽度から重度まで
健常者の位置付け	労働者	労働者	福祉制度の指導員など
公的補助（運営費）	なし	あり	あり
公的補助 （障害者賃金への補填）	あり（最長2年）	あり（期限なし）	なし
障害者賃金の水準	15万円/月程度	9万円/月程度	2万円/月程度
* 最低賃金制	適用	適用	非適用（工賃）
規模	5人から数万人程度	10人から50人程度	50人から100人程度 (自立支援法は障害者20人以上)
* 経営主体	株式会社ほか	NPO法人、個人事業主ほか	社会福祉法人ほか
* 経営目的	利潤獲得	障害者の自己実現	障害者の自己実現 (生きがい就労)
* 優遇税制	なし（原則として）	(法人格による)	あり
* 費用徴収	なし	なし	あり

*の一般就労と福祉的就労は、「障害者の就労支援はどうあるべきか—新たな中間的就労の創造的開発を！」/京極高宣氏論文
(職リハネットワーク2009年9月)を参考

<継続した賃金補填システムの構築を>

この表で特に、注目して欲しいのは、公的補助（障害者賃金への補填）の欄だ。

一般就労でも、特定求職者雇用開発助成金があるが、最長2年で終わってしまう。

他の就職困難者の場合は、2年間のうちに、技術習得をしたり、職場環境に慣れたりして、助成金が切れても、企業側の負担はそう大きくはないと考える。

しかし、障害者の場合、特に知的障害者、精神障害者、発達障害者など、対人関係による「働きにくさ」を持つ人の場合、2年間で課題がなくなる人はまず、いない。

もちろん、企業責任としての雇用継続は大事だが、より重度と言われる障害者の場合、継続した賃金補填システムが、安定した就労にとっては必須要件と考える。

一方、福祉的就労にも公的補助金は出ているが、そのお金を、障害者の賃金(工賃)の補填には使えないのが最大の課題なのだ。

<社会的雇用の意義は、箕面市や滋賀県で実証済み>

また、社会的雇用の仕組みは、箕面市だけでなく、滋賀県(大津市、甲賀市、近江八幡市等)でも制度化され、箕面市では4事業所(65名、当事業団雇用の障害者職員19名も含めると84名)、滋賀県では8事業所(60名前後)の社会的雇用・事業所がある。

平成17年の厚生労働白書では、滋賀県の社会的事業所制度について、次のように紹介している(同白書第1部 第2章 第2節 2(2) 地域の特性に応じた障害者の福祉及び雇用に関する取組み)。

社会的事業所

滋賀県では、2000(平成12)年度から、共同作業所の機能を類型化し、障害者の1/2以上と雇用契約を締結し、最低賃金を保障する「事業所型共同作業所」制度を設けてきたが、雇用契約の締結が障害者全員ではなく、共同作業所という福祉の枠組みにとどまるものであった。

また、福祉工場などの制度は一定の定員要件等が必要であり、小規模な事業主体による継続的な障害者雇用を支援する仕組みがなかった。そこで、福祉の枠組みを超え、地域に根ざした小規模な事業所の仕組みとして、県独自に「社会的事業所」を制度化し、障害のある人もない人も共に働くことを支援している。

(地方自治体における障害者の福祉及び雇用に関する取組みの具体例)

これまでの福祉領域での働き方と異なり、障害者も非障害者も、同じ労働者として仕事をしている点が、大きな特徴だ。

その中で、もちろん、障害者にとって必要な支援は行うが、「支援者—福祉制度の利用者」という関係ではなく、人間としての対等な関係をめざして仕事をしている(もちろん福祉制度にあっても人間としての対等な関係性は常に問われるのだが、ここでは制度上の位置づけに起因する「対等性(どっちも労働者)」を主に指している)。

<非就労から就労へのシフトで、コスト削減にもつながる>

アメリカで、ADA(全米障害者法)が1990年に出来るまでには、障害者の人権保障の視点から運動を進める流れと、一方で、多くの障害者が働ける社会を作ることは福祉予算の削減につながることを主張する流れがあった。

私たちは、福祉のことを、お金やコストのことで語ることについては、正直言って慣れていない。

しかし、今、世界も日本も未曾有の経済危機と言われている。

私たちが提案する「社会的雇用」を実現すれば、非就労の障害者(生活保護、在宅、生活介護への通所等)にかかる費用よりも、社会的コストは削減できると考えている。

詳細は、市長ブログ添付の資料を参照いただきたいが、10万人の社会的雇用を実現すれば、総額430億円のコスト削減につながると試算している。

もちろん、非就労の人たちへの福祉政策も重要だが、しかし、働くことによって得られるのは賃金(生活の糧)だけではない。

何よりも自己実現の機会が得られること、そして就労によって広がる豊富な人間関係。

これらが得られ、しかも社会的コストの削減につながるのだから、この制度を早く国の制度として整備され、日本に、一般就労でも福祉的就労でもない「第3の道」を創り出していきたいと切に願うものである。

全国で同様のことを願っている団体・個人の皆さんとの情報交換も積極的に進めたいので、メール(soumu@minoh-loop.net)等でのご連絡をお願いしたい。

幅広い連携と、障害者福祉分野以外の方への説得力ある説明無くしては、「社会的雇用」の国制度化は絶対に実現しないと思うので、ぜひ、ご協力をよろしくお願いしていきたい。

事業団日誌

今回は収益事業係での実習の様子から支援の取組みを紹介させていただきます。

収益事業係では、箕面市立総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）の1階にある喫茶らうぷライフプラザ店（以下「ライフプラ喫茶」）の運営などの業務を行っています。ライフプラ喫茶での実習は希望者が多く、その中で何度か実習をされたAさんについてです。

実習時の様子

Aさんは市内の授産施設に通う20代の女性の方です。今回は次のことを目標にして5日間の実習を行いました。

- ルールを守って仕事をする（職員の指示、時間を守る）。
- 働く意欲につなげる（仕事に対するモチベーションを保つ）。

実習初日、久しぶりの実習とあって、緊張されていましたが、喫茶での仕事をきちんと最後までされていました。ルールを守って仕事をし、仕事が終わったときもその都度報告をされていました。

実習2日目、Aさんは、職員からの指示に、「今日はしんどい。疲れた。」という言葉がありました。Aさんは特段体調が悪いということはありませんでしたが、その日の職員の体制や職員のAさんへの対応により、様子が変わったのではないかと思います。

実習3日目、Aさんに話をしました。職員の体制が違ってもしっかりとすること、どの職員からの指示も大切であることをAさんに伝えました。その後、Aさんは職員からの指示を聞き、仕事を一つひとつ丁寧にされていました。

また、職員は、Aさんがきちんと仕事をされたときは「ありがとう」とねぎらいの言葉をかけるようにしました。するとAさんは笑顔になり、次の仕事をされていました。これはAさんが仕事を通じて、喜びを感じ、仕事に対する自信を持てることにつながったのではないかと思います。

実習4日目、5日日もAさんは積極的に実習に取り組んでおられました。

実習を振りかえって

今回のAさんの実習では、職員から一度指示をしたら、何度も同じ指示はしない（分からないときは、Aさんから職員に聞く）ことや、バスに乗って自分で家に帰ることなど、以前の実習に比べて、ステップアップ的なことも行いました。

Aさん自身、以前の実習との違いを感じられたかもしれません。しかしステップアップ的なことが一つひとつできることにより、それがAさんの中で自信につながっていったのではないかと思います。

また、職員の働きかけ方によってAさんの仕事へのとりくみ方が大きく変わったことは、ICFの環境設定による力の発揮の変化のひとつの例であったと思います。



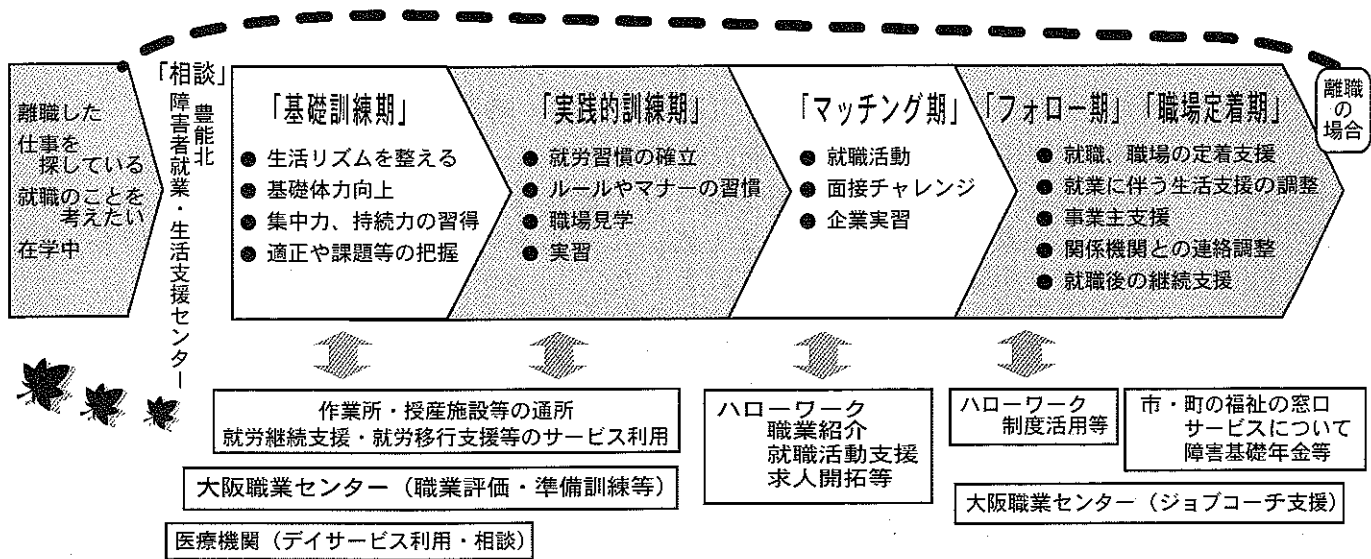
（喫茶らうぷライフプラザ店内の様子）

豊能北障害者就業・生活支援センターの

取り組みを始めて1年が経過しました。



平成20年(2008年)12月に大阪府の指定を受けて、事業を開始した豊能北障害者就業・生活支援センターも1年が経過しました。障害者就業・生活支援センターの事業の仕組みは下記の図のとおり、障害のある人の企業就労と安定した職場定着が実現できるように、地域の関係機関と連携しながら相談支援を継続していくものです。



*この図は「北河内西就労支援ネットワーク」「大阪市障害者就業・生活支援センター」のリーフレットを参考に作成しました!

長引く不況の影響で、障害者の企業での就職については特に厳しい状況が続いている中での「船出」でしたが、最初の1年間（平成21年(2009年)11月末）までで21名の新たな就職が実現したり、企業で働いている73名の方の職場定着に向けた相談支援を提供するなど、改めて広域にわたって就労支援に取り組むことの必要性を感じているところです。

さて、ここでは障害者就業・生活支援センターの最初の1年を振り返り、取り組みの中で今後も心がけていきたいことをまとめることにしました。

● 重点事項1) 池田市、豊能町、能勢町との連携の強化

障害者事業団では、平成8年(1996年)から障害者雇用支援センターに取り組んでいます。当初の障害者雇用支援センターを利用する人は、国制度の関係で箕面市に住んでいる人がほとんどだったこともあり、一人ひとりの支援をしていく中で、箕面市内の福祉関係機関とは、自ずと連携を築くことができました。

障害者就業・生活支援センターの取り組みは、箕面市だけにとどまらず、池田市、豊能町、能勢町に住んでいる人についても同じように支援を提供していくものです。そのため、事業開始当初は、特にこれらの市・町の作業所等の施設に出向いて、スタッフや当事者に対して、障害者就業・生活支援センターの取り組みの説明をする機会をなるべく多く設けることを意識しました。このことで、一般企業での就労を意識しながらも現在は福祉的就労をしている人にとっては、企業就労までの支援の道すじ等が随分とイメージしやすくなったようです。

現在は、福祉的就労をしている人が就職に向けて、企業での面接や職場実習に挑戦する機会も増えてきました。そのうち、企業での就職につながっていく人も増えていくと思います。一人ひとりの支援を通じた関わりを通して、地域の障害のある人たちを支援する仕組みの一つに、障害者就業・生活支援センターの存在が必要とされ続けるように、これからも連携を深めていきたいと考えています。

● 重点事項2) 相談支援の枠を超えた取り組み

障害者就業・生活支援センターが行う企業就労支援は、相談室での面談や就職先の企業に向いた個別の相談支援の関わりが中心になりがちです。

ただ、前述の障害者雇用支援センターの取り組みにおいても、支援対象者の就職や職場定着にとっての有効と思われた取り組みは、相談支援にこだわることなく障害者就業・生活支援センターでも踏襲するようにしました。

2か月に一回、企業に就職している人が気軽に集まれる場として設ける『ぷらっとサロン』は、障害者雇用支援センターで長く『修了者の集い』として取り組んできたものを発展させたものです。1月は近所の和食料理店の座敷を借り切った『新年会』を行い、40名の人たちが集まって楽しいひと時を過ごしました。

また、これから企業での就職を目指す人を対象には、定期的に『履歴書記入講座』『面接の受け方講座』を実施しています。

これからも、利用登録をされている人たちのニーズを踏まえたときに必要とされる支援で、かつ障害者就業・生活支援センターが主体となって取り組むべきことがあれば、登録者本位の支援を柔軟に展開できるようなフットワークの軽さを持ち続けておきたいと考えています。

● 重点事項3) 発達障害のある方への支援など、多様な障害への対応

いわゆる三障害（身体障害、知的障害、精神障害）以外に、障害者手帳が交付されていないが、障害ゆえに就職が困難な人についても支援することが障害者就業・生活支援センターの取り組みには求められています。

現在、障害者就業・生活支援センターに登録されている人の約3分の2は知的障害のある人たちですが、この1年間だけでも様々なかたちで就職が困難な人たちとの関わりがありました。

「発達障害」というキーワードは、この間、障害福祉分野の研修等でも盛んに取り上げられています。それだけ、企業就労場面でも十分な理解や支援が得られずに「お困り度合い」が大きい人たちであるといえます。また、事業主の立場からは、どのように向き合えばよいのか戸惑われている場合も少なくないと思われます。

こういった人たちにも、専門的な知識や技術に基づいて、支援に向き合っていくのが障害者就業・生活支援センターの役割です。そのために、外部研修に積極的に参加し、様々な就職困難な人たちの障害についての理解を深めていくことを心がけています。同時に、自分たちの支援の取り組みについても発表し、同じように障害者支援に取り組む就労支援機関や障害者支援について研究を深めている識者からの意見等も広く吸収する機会も設けていきたいと思っています。（平成22年(2010年)3月には、支援対象者には了解を得た上で、障害者雇用支援センター職員と共同でJ C - N E T会議で実践発表をすることにしています。）

Viewpoint

No.24

読者の皆さん、こんにちは。

さて今回からシリーズで、現在、箕面市で自立生活をされている重度身体障害者市民の方にお話をお聞きし、自立生活にける思いや課題を書いていきたいと思ひます。

最初は、住宅問題について書きたいと思ひます。



● ビューポイントで取り上げた自立生活

私自身が重度の脳性マヒの身体障害者市民であることもあって、ビューポイントでは、重度身体障害者市民の住宅環境のことや、最近の号では、私の養護学校の先輩の自立生活の現場を拝見させていただいた記事を書かせて頂きました。このことは、自立生活のことについてたいへん勉強になりました。

● 自立生活をしたい！

さて、私がなぜ自立生活をしたいと思うようになったのかというと、私には、どうしても叶えたい大きな夢が二つあるのです。一つ目は、会社や作業所で給料をもらい働くこと。これについては、多くの人たちの力を借りて、すでに財団法人箕面市障害者事業団（以下、事業団）に勤めていて、夢は叶えられました。

もう一つの夢とは、住み慣れた箕面の街で、いろいろなサポートなどを受けながら、一人暮らし（実際にはヘルパーさんと一緒にですが）をすることです。

自立生活に対しての思ひは、養護学校の同級生や、先輩の自立生活の話を知ったり、実際に生活するところを見たりしていくうちにだんだんと、「同級生や先輩のように、仕事をしたり、また、週末には趣味のパソコンをしたり、どこかに遊びに行ったり、自分自身で楽しめる生活をしたい。私もがんばったらできるはず。」と強く思うようになりました。

また、自立生活をしたいもう一つの理由は、私の両親が、高齢になって、私を介助するのが難しくなってきたからです。

もし両親のどちらかが、私の介助をできなくなったら、今のままでは入所施設へ行くことになるでしょう。せっかく就職した事業団を辞めてしまわなければなりません。

実は2年ほど前、母が足を挫いて私の介助ができなくなってしまう、山間部にある療護施設のショートステイに、約1ヶ月間入所しました。

それから、母の足や腰の調子が悪いときは箕面市内ショートステイを利用し、月に一度のペースでも利用しています。

住み慣れた箕面で、事業団で働きながら自分らしい生活をしたいと思うなら、私には、自立生活しかありません。自立生活をするのは、私にとって本当に切実な問題です。

しかし、私には非常に強い言語障害があるので、私が自立生活をする上で、そのことが大きな問題だと思ひます。なかなか自分の考えだとか、自分のして欲しい介助内容などをヘルパーさんにうまく伝えられなくて、いろいろ苦勞すると思ひますが、両親が元気なうちに、大きな夢である自立生活を実現したいのです。

そこで今回から、ビューポイントでは、あらためて重度身体障害者市民の自立生活について考えていきたいと思ひます。以前から私の自立生活の相談にものって頂いているライフタイムミントさんのピアカウンセラーの方々に、重度身体障害者市民が自立生活をするための現状をお伺いし、自立生活をするための問題点や課題を考えてみたいと思ひます。

● ライフタイムミントさんの紹介

ライフタイムミントさんは、特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会の市町村障害者生活支援事業部で、通称「ライフタイムミント」さんです。

ライフタイムミントさんは2000年4月より、大阪府の箕面市・池田市・能勢町・豊能町の2市2町から市町村障害者生活支援事業の委託を受け、活動しています。

活動内容は、障害者市民に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源（機関・制度・情報等）の活用や社会生活をスムーズにおくるための支援、ピアカウンセリング（障害を持つスタッフによる相談）、介護相談及び情報の提供しています。そしてそれらを総合的に行うことにより、障害者市民やその家族の地域における生活

を支援していく、障害者市民の自立と社会参加の促進を図ることを目的とされています。

● 重度身体障害者市民の自立生活の住宅環境

まず住宅環境の現状について、ライフタイムミントさんにお伺いしました。

「重度身体障害者が単身で暮らす場合は、賃貸住宅を借りるケースが多く、民間住宅と公営住宅の場合がある。

箕面市では、車いす世帯向けの市営住宅があり、バリアフリーで家賃も低廉であり、こうした住宅に入っている人も若干名いる。しかし、箕面市では、ここ4、5年は新設されておらず募集も年に1回あるかないかの状況である。公営住宅に入ることは非常に困難である。

そのため民間住宅となるが、段差がなく、トイレや風呂が比較的広く使いやすいなどのバリアフリーの物件を探すのが、絶対数が少ない。

そして、バリアフリー性能がある賃貸住宅はファミリータイプなどで家賃が高く、生活保護の住宅扶助額内（5.2万円程度）で探すことはほぼ不可能である。結局、家賃は月7万円以上となり、住宅改造が必要となるケースが多い。

住宅改造には、共用部と専用部のものがあるが、共用部の場合、入口のスロープ設置や手すり設置などは、他の入居者の邪魔になるということで、簡単に工事させてもらえない。そのため、その都度簡易のスロープを設置し、使用後は元に戻すようにと言われることが多い。

また、共用部については、改造助成が認められないため、各障害者が自費で対応しているのが現状である。

一方、専用部の場合、賃貸オーナーの許可が得られるかということが重要である。原状復帰はどこでもいわれる。水回りの改造は非常にハードルが高い。そのために入浴はせず、シャワーのみでの対応や訪問入浴介護で対応してもらっており、自宅の風呂場は使わないことが多い。」とのことでした。

● 過去の体験

このライフタイムミントさんのお話で感じたことは、現在でも、重度の身体障害のある市民が、一人暮らしをしたいと思っても、住宅環境は厳しいことがあらためて分かってきました。

約20年ぐらい前、私は家が分譲マンションだった頃に父が単身赴任になりました。父が介助できなくなったので、母は一人で私をお風呂に入れようと思い、段差をなくしたりお風呂場を広くしようと住宅改造を考えました。

マンションの共有部分の入口の階段とか、専

有部分のお風呂場や水回りなどの改造をしたいと、マンションの管理組合に申し出ましたが、「コンクリートのところの壁を壊すことは、上の階を支えているから、絶対に壁は壊さないでください。」と言われました。

壁を壊さない住宅改造はできないので、結局自費で、お風呂場に収まるできるだけ大きな浴槽を購入しました。浴槽は大きくなりましたが、洗い場は狭くなりました。近所の方にお手伝い頂いて、なんとか入浴していました。

● 重度障害者市民の住みやすい住宅環境は？

賃貸住宅の場合には、権利などの問題が複雑に絡んでいるので、身体障害にあった改造をするのはかなり難しいことと思います。

そこで、この問題を解決するためには、国や都道府県とか公共団体や民間の力を合わせて、低家賃（月額3～6万円程度）で借りられる、バリアフリーな住宅を町の中に建ててほしいです。

重度の身体障害がある市民であっても、住みやすい住まいがあれば、いろんな福祉サービスを組み合わせると、自立生活ができます。

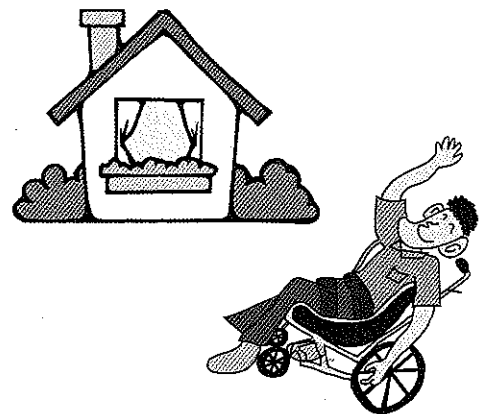
障害があっても保護される弱者の立場ではなく、自立した社会の一員として障害者市民が世の中に受け入れられれば、障害者市民は働く意欲や、積極的な社会参加への意欲が出てくると思います。

そのことが、とても大切な意義のあることだと思っています。

さて読者の皆さんは、どのように感じられたのでしょうか？

それでは、次回のviewpointもお楽しみに。

高田 浩志



西へ東へ ～社会福祉公開講座からネットワーク連携の重要性について～

今回は、昨年9月に行われたNPO法人福祉ネットこうえん会が主催する「社会福祉講座」で私が感じたネットワーク連携の重要性についてお届けしたいと思う。

はじめに、NPO法人福祉ネットこうえん会の活動内容をご説明させて頂くと、同法人は障害者福祉に関する「調査研究と障害者福祉の地域啓発」などを主たる活動目的に掲げている法人となっている。

今回私が参加した講座のテーマは「障がい者の職業能力評価と就労・雇用促進」で、それに関する調査研究の成果を発表された。

1日目は、3箇所に分かれての事業所見学となり、私は高槻市にある(社福)つながり障がい者支援施設サニースポットへの訪問見学をした。

はじめに訪問となったサニースポットの事業内容は、就労支援、福祉的就労、生活介護、また、障害者だけではなく、高齢者、子ども、マイノリティなどの地域で暮らす様々な人々の生活に福祉サービスで「つながり」合うような施設運営をめざしているとのことだった。つながり合うとはどういうものか、見学を通して、なるほどなはずける部分も多くあった。

この地域では高槻市で唯一、市が運営する共同浴場があり、それが2年前から指定管理となり、市から(社福)つながりへ打診があったが、同法人のみでは専門性に乏しく管理することが難しい状況があった。

そこで、ビルメンテナンス業務を行っている(株)高浄と共同で管理することによって、指定管理を受けることができた。(社福)つながりにとっては浴場の清掃業務など障害者の就労訓練の場として活用ができ、(株)高浄にとっては業務を貰いながらCSRにもつながり、双方にとってメリットの高い事業になっている。更にそこから歩いてすぐの所に同法人の運営する老人福祉センターがあり、地域性も影響しているかも知れないが、まさしく地域が一体となった福祉サービスがなされているという印象を受けた。

2日目は会場を一つにした、公開講座で、1日目に見学させて頂いた、(社福)つながりの施設長の講演があり、施設長はもともと、IT関連の仕事をしていて、突然、福祉の世界に飛び込んだが、全く素人で、どのように支援すれば良いのか、運営面はどうなのかなど、誰に相談すれば良いのか分からず、困ったと言う。

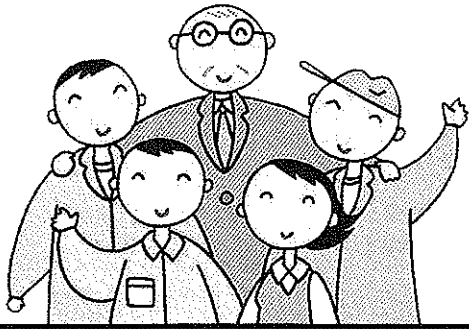
そんな時、高槻市障害者就業・生活支援センターの所長に相談し、自分のように困っている就労支援者が他にもいる筈だと、相談する場所がないのなら他にも同地域の事業者呼びかけて作ってしまおうということで、高槻・島本障がい者就労支援ネットワークが出来たという。

ネットワークが構築されたことで、今では、各々の事業所に来る相談者のニーズに細かな対応が出来るようになったとのこと。また、相談者ではないが、業者が内職の仕事で障がい者の事業所に依頼したが、いくつもの事業所があり、どこへ依頼すればよいか分からないなどの声があったが、今では窓口を一本化し、ネットワークを通じて割り振りしていくことで効率化できたという。今後は企業向けパンフなども書式を一定化していくことも考えているようだ。

施設長が最後にこんなことをおっしゃっていた。福祉の業界はギブ&テイクではなく、ギブギブ&テイクくらいで成り立っているとのこと。

改めて地域・ネットワークの重要性、連携の心強さというものを感じる講座となった。





働く顔

プロフィール

平成5年(1993年)1月に就職し、勤続18年目の柴田さん。箕面市立リサイクルセンターではベルトコンベアを流れるカン・ビン(資源ごみ)を、カンはアルミとスチールに、ビンは透明、茶色、その他の色に選別するのが仕事です。業務時間は平日の9時から16時30分まで、カン選別時は可燃ごみ等の不純物を取り除き、ビン選別時はその他の色の選別や不純物を取り除く担当をしています。



箕面市障害者事業団で働く障害者職員一人一人にスポットをあて、ご紹介していく“働く顔”。第2回目の今回は、カン・ビン選別業務をしている柴田益孝さんについて取り上げます。



仕事でのエピソード

就職してから10数年、ビン選別時は主に茶色の選別を行なっていました。しかし、数年前から作業をする上での課題と直面してきました。視力が低下し作業姿勢も前傾に変化したことで、色の間違いやビンを見逃すことが徐々に増えてきました。既定の作業ではうまく行かず、得意なことを最大限生かす作業を考え、現在は新たな作業を行っています。選別前のビンには可燃ごみ等の不純物と共に、貴重な資源であるアルミやスチール製のキャップが付いたままになっているものが多数混じっています。それを毎日数百~千個ほど外し、職場全体の作業精度向上と、資源の再利用(リサイクル)に貢献しています。

プライベート

職場では常に全力投球の柴田さん。仕事が休みの土日は、事業団が運営している喫茶店で友人と談笑していたり、カラオケやボーリング場で過ごしたり、遊園地や水族館へ出かけたりしています。終業後も、週に何度も友人と出かけているとのこと。

仕事もプライベートも充実した生活を送っています。

目下の希望はグループホームで生活することで、それを目標に仕事にとりくんでいます。

【編集後記】

巻頭にも書いた「障がい者制度改革推進会議」、4回目の3月1日は「労働」がテーマでした。当日の発言や、提出された意見のあちこちに、「滋賀県や大阪府箕面市で行っている社会的雇用(事業所)制度」の言葉や文字があり、うれしくもあり、また「これからは真価が問われる番だぞ」と緊張もします。

そもそも事業団は、一般就労と福祉的就労の谷間から生まれたのですが、今、「一般就労という山」と「福祉的就労という山」の谷間が、クッキリと浮き出てきたのではないのでしょうか。そのことを実感した、3月1日の会議でした(インターネットで、視聴できます)。

さて、前号でお知らせした「障害者事業団だより 特別号」、先日、下記の内容で発刊させて頂きました。

早速、転載をお申し出頂くなど、反響を呼んでいて、ありがたく思います。

特別号は、賛助会員(団体・個人)の皆さまに発送させて頂いていますので、ぜひ、この機会に賛助会員(個人:1口500円/年、団体:1口3,000円/年)になって頂きたい、この場を借りて、重ねてお願い致します。

就労支援場面で求められるケースワーク

～バイスティックの原則から支援を捉えなおす～

就労支援課 下司 良一

職業的重度障害者雇用の課題と展望

～事業団の雇用現場から発信する～

事業課(リサイクルセンター) 野村 達也

「発達障害のある人」に対する職場定着支援の事例考察

～知的障害者としての支援からのパラダイム・シフト～

就労支援課(箕面市障害者雇用支援センター) 竹山 倫世

事業主へのお役立ち情報

～主な制度と助成金について～

就労支援課(豊能北障害者就業・生活支援センター) 内藤 恵子

KSKQ 障害者事業団だより No.38

発行日/2010年3月31日

〒562-0015 大阪府箕面市稲1-11-2

編集人 / 財団法人箕面市障害者事業団(理事長 尾池 良行)

TEL 072-723-1210/FAX 072-724-3383

ホームページ <http://www.minoh-loop.net>

Eメール info@minoh-loop.net